

をよみ申は、己が心を開明化候益と罷成申候、畢竟理明らかに疑ふ處なく信立候へば、行ひがたき事は無之と古人も申置れ候、此事自分に試申候に如此御座候ゆゑ、又々申上候とは平野九郎右衛門に與へし書面の文なり。又履齋に答へし書に曰く、

自身信じ、其餘に人の信も開發有之候、人の開發なきは自ら信の不足所云々、

と。又同人に與へし書に云ふ。

勸 學 院

一 私學勃興の機運と其盛衰

天智天皇が、我國民の風俗を調へ、徳性を養ふ

誠に義利之辨者聖門之第一義たる事は往々學者も口に藉候得とも、其味を不會候者、信立不申、力を用候事不叶して、俗中を挺出いたし候事不能して、郷人たるに終るもの多御座候、可憤事に御座候。

右一篇を草するに當り、武藤殿男氏の好意に負

からず、記して感謝の意を表す。(大正二〇、二〇、二八)

文學士 松 野 遵 崇

には、文學に若く無しとの御趣旨にて、學校を創設せられた事の、懷風藻の序に見えてゐるのが、我國に於ける學校建設の記事の最初のものである。

併し學校は此時に始めて出來たものでは無く、應神天皇の御代に百濟より博士王仁を聘し、繼體天皇の御代に復百濟から五經博士を貢し、欽明天皇の御代に五經博士一名を交代渡來せしめ、卜醫曆の三博士を貢したなどの事が有るにより既に早くから存して居たものに相違ないといふ説も有る。けれども普通は懷風藻の序に據つて天智天皇の時に始めて建てられたものとせられ、而も其れは、日本書紀天武天皇四年正月の條に、大學寮諸學生等の珍異なる物を捧げたと書いてあるに據つて、大學寮であつたとせられてゐる。我國には應神天皇以來大陸の文物は盛んに輸入せられ、歸化人の來朝する者も多く、欽明天皇の御代には佛教も傳はり、遣外使節、留學生等の派遣、亦屢有つたに拘らず、文教の方面は發達頗る後れ、他の工藝美術若しくは佛教等の方面に比して著しく遜色が有つた。漸く大學が設けられるに至つても、天武天

皇の崩御、藤原の遷都など、世上多事で有つて、復、學事を顧る者無く、學校隨つて凌遲し、學生流散するに至つたといふ事である。之は間も無く當路の努力に因つて復興せられたとはいへ、(武智廣傳)尙、寮制等は充分に整はなかつたやうで、其完備するに至つたのは大寶令に規定せられて以來の事であらう。

令制に據れば、京師には大學、諸國には國學を設け、大學は學生の定員四百人、國學は大國には五十人、上國には四十人、中國には三十人、下國には二十人と規定して有るが、國學の事は史上に現はれてゐるものが少く、之が設立後の狀況を詳かにし難い。大學は、令制には五位以上の子孫、及び東西史の子の十三歳以上、十六歳以下の聰愴の者を容れ、若し八位以上の子の情願する者あらば許すと規定して有るが、入學者は定員以下遙に少かつたから、聖武天皇の天平十一年八月には入

學資格を改めて、蔭子孫並に位子等は、年齢の高下を論せず、皆大學に下して一向に學問せしむる事とし、(續日本紀)平城天皇の大同元年六月には、諸王、及び五位以上の子孫、十歳以上の者を皆大學に入らしめ、(日本後紀)又淳和天皇の天長元年八月には、五位以上の子孫にして廿歳以上の者は、咸く大學寮に下すべしと命せられた(類聚三代格七、太政官符)など屢々督勵の御沙汰が有つたので、學生の數も次第に増加したやうであるし、桓武天皇は又、延暦十三年に大學寮田を増加し給ひ(類聚國史)同廿四年には始めて紀傳の儒者を置かれ(皇代國史)淳和天皇も亦天長元年及び四年に寮田を下賜せられたなどの事が有つて(類聚國史)、大學は次第に隆盛に赴いたらしい斯くの如く歷朝學事を御獎勵に成つたのは、言ふまでも無く御自らも之を好ませられたに因るものであつて、中にも嵯峨淳和の兩帝は深く漢詩を好ませ給ひ、勅して凌雲集、文華秀麗集、經國集の

三詩集を撰ばしめられた程であつた。従つて、朝野に文藝の士輩出して、平安朝の初期には、我國の漢文學は著しく發達の狀況を呈した。斯かる機運に向つたところへ、他方、唐の教育機關の具備せる有様にも刺戟せられて、貴族の中には、一門子弟の學業を獎勵し、人才を養成せんが爲に、自ら私財を投じて學校を建設するの風を生ずるに至つた。即ち延暦の末年頃に、和氣清麿の子、廣世が亡父の遺志を繼いで、弘文院を設立したのを初として、嵯峨天皇の御代には藤原冬嗣が勸學院を設け、檀林皇后亦嵯峨淳和兩帝の頃、御弟橘氏公と共に學館院を開かれ、陽成天皇の元慶五年には在原行平は獎學院を建てた。此外、僧空海が唐から歸朝して、儒佛兼學の學校、綜藝種智院を起したのは淳和天皇の天長五年であつた。

斯くの如く私立の學校相踵いで起り、競うて育英に努めたが、時勢の變遷に伴うて此等の諸校も

亦盛衰存亡有るを免れず、綜藝種智院の如きは未だ設備の完成せざるに早くも頽廢に歸し(東寶記六十二年九月十日^{平郡省符}及び同記六、講說等條々)、和氣氏の一族は廣世の子、家麿以後は榮えずして、其弘文院は醍醐天皇の御子、源高明の西宮記に、今は荒廢すと記され、橘氏は平安朝の中期、澄清、好古、以後復顯はるゝもの無く、其學館院は白河天皇の承保三年には既に顛倒して、久安三年の頃には其跡耕田と爲り、只纔に築垣を残すに過ぎなかつた。(台記久安三年三月三十日、及び同年七月七日の條に據る。但し同書同年五月十八日の條には、平時信が密に法皇に學官院を造營すべき事を奏聞し、同十月十日には作事を始められた事が記してあるから、此所造營せられた事は明であるが、其後の狀況に就いては知る所がない。)在原氏は業平以後顯れずして、獎學院の別當は源氏の手に移り、引續き徳川時代まで其名稱を残して居たが、學舎としての此院は何時まで存在したものであるか明でない。恐らく平安朝を出でずして廢滅したものであらうと思ふ。

以上の如く、平安朝に於ける私立の諸學校は、

此時代の終期までに多くは廢滅に歸したやうで、大學すらも著しく衰微したが、獨り藤原氏の勸學院のみは、一族の隆盛に赴くに從つて次第に盛大と成り、平安朝時代に於ては、殆ど大學をすら壓するの勢を示したのである。併し乍ら、鎌倉時代に入り、政權が武門に歸してからは、藤原氏の權勢、復昔日の如くならずして、勸學院も之より漸く衰運に向ひ、後、終に廢滅の運命を見るに至つた。其、何時頃廢滅したかに就いては、後條に述べる事とするが、兎に角、此等私立の諸學校中、最も勢力有り、且つ最も永く存続したと思はれるのは此勸學院である。以下少しく此院の事に就き考察しやうと思ふ。

二 勸學院の創立及び學舎としての勸學院

勸學院は、藤原内膳の子、右大臣冬嗣が、嵯峨天皇の弘仁十二年に、一族子弟の學問を獎勵し、

賢才を養成せんが爲に、己れの別第内に學舎を開いて之に名づけたものであつて、其位置は三條の北、壬午の西に在つて、丁度大學寮の南に當つて居たから、大學寮の南曹との名が有つた。當時大學寮には東西の二曹、即ち大江、菅原兩氏が、其門弟を教育する爲めに建てた文章院は未だ出來て居らず、此南曹が出來た後に間も無く建てられたものである事は、其設立者の一人なる大江音人が弘仁二年の誕生で(日本紀略元慶元十一月三日條、并に尊卑分脈)此時には僅か十一歳の兒童であつた事によつて推知せられるのである。斯くの如く勸學院は南曹とは稱せられなければども、東西の二曹と異つて、大學寮の管轄には屬せず、全く獨立の學舎であつた。尤も南曹といふ名稱は、後に在原行平の建てた獎學院をも醍醐天皇の昌泰三年に大學寮南曹と爲された事が日本紀略に見えて居るから(同年九月某日條)強ち勸學院のみの特稱であつたとは云はれないのである。冬嗣

は此院を建て、後、自己の食封一千戸を割き、其一部を施藥院に施入し、他を此院に貯へしめて、一族子弟の勸學の者に班與することゝしたが、封邑は其身一代を限るものであるから、別に諸國に田莊を買うて之に附して置いたのである。(續日本和三年五月甲子條)

此院は藤原氏の長者が代々之を管領し、其下に別當、知院事、案主、等が有つて院務を執行して居た。別當には公卿別當、辨別當、有官別當、無官別當の別が有る。公卿別當は眞信公記延長九年十月二日の條に『以八條大納言爲勸學院別當』とあるが如きが其れであつて、辨別當は七辨の中の一を以て之に補し、多くは氏の上臈辨を以てするのが例であつた(中右記嘉承元年十月二十九日條)。有官別當は多く八省の丞を以て之に補したやうであるが、又有官別當から民部丞に任せられる事も出來た。(官職抄、八省丞民部)無官別當は明經、明法得業生、文章生と

同じく、直ちに彈正忠に任せられることが出来たものである。(秋玉抄所 引任官)此等別當の内、主として事に當るものは辨別當と有官別當とであつた。元來辨官は太政官中の重職であつて、八省を管掌し庶政を執行する任に當り、其左右兩局は、少納言局と共に太政官の三局を形成して、政令發動の源泉となつてゐた。従つて此官に任せらるゝ者は、特に才名有り、手腕有る者に限られてゐたのである。八省の丞も、其職掌は省内を糾判し、文案を審察し、公事文書の遅留、失錯を勘檢し、考課を勘問するところから(令解、職原抄等)なかなか重い職務である。斯かる政治上の執務に練達せる敏腕家をして、此院の別當に任じたのは、單に彼等をして校務を執行せしむるのみならず、兼ねて藤原氏長者の家政にも關與せしめて、内外諸般の事に亘り彼等の手腕に俟つものが頗る多かつたからである。此外、日記などに往々六位別當といふ名が見えて

ゐるが、之は有官別當に多く補せられる八省の丞は、相當位階が六位であつて、無官別當にも六位の者が有つたやうであるから、此等六位の有官無官別當の事を謂つたものであらうと思ふ。此等の別當以下の人員は、諸日記の勸學院歩の記事に載せられてゐるが、其最も多い時のものを舉げて見ると、公卿別當一人、辨別當一人、六位別當二人知院事四人、案主四人といふ數で、此外に學頭が一人有り、又雜色、出納、仕丁等が有つて、雜色二十五人、出納二人、仕丁二人とあるのが最も多いやうである。

次に學生の事に就いて見るに、永正十二年に書かれた桂林遺芳抄には、

一、給學問料事

號給料、々々後號學生也。位署等、學生也。此事儒門繼塵之初道也。學費之燈燭料申賜宣旨、自穀倉院配分也。故云給料也。今則雖爲告

朔籟羊_二必先申請也。此後當氏○菅原 並江家學生
等者在_二文章院_一稽古積功也。藤氏人者給料之後
在_二勸學院_一成稽古也。

と見えてゐる。之に據れば、子弟は入院するに際し、先づ學問料を給はらんことを奏請し、之を聽許せられた後に學生と號し、他の氏の者は他の院に入り、藤原氏の者は勸學院に入つて修學したもののやうである。従つて此院に入つた學生は皆學問料を賜はつた者のみのやうに見えるが、併し學問料を賜はる以前に學生と稱した幾多の例が有る例へば

日本紀略_{村上天皇}藤和二年六月十七日、

此日召學生藤原公方、菅原資忠、三統篤信○中略件學生等申_二穀倉院學問料_一。仍試之。

中右記_{藤和}五年十二月二十九日

學生藤資光學問料於_二勸學院_一。資光者故信朝臣三男、爲_二勸學院學頭_一。年廿九。依_二稽古之勤殊

被_二抽賞_一也。

本朝世紀_{康治元年}十二月三十日

學生藤資信給_二學問料_一。

此等を見ても、必しも學問料を賜はつた後に始めて學生と號するのではなく、即ち學生の中にも學問料を賜はらぬ者が有つた事が知られる。之は恐らく時勢の推移に因る入院制度の變更であつて、當初は、入院を許された者は皆學生と號し、學生の中、特に選ばれた者に之を支給せられてゐたものと思惟する。

學問料といふのは、學生に、其衣服を支へ、燈燭の料に資するために支給するものであつて、一に燈燭料ともいひ、之を賜はることを給料といひ延いて、之を支給さるゝ學生を指して直ちに給料とも謂つたのである。官には穀倉院學問料の制が設けられてあつたが、勸學院にも別に勸學院學問料といふものが有つて、藤原氏の子弟に與へられ

てゐたのである。之を與へられるには、穀倉院學問料と同様に宣旨を以てせられたのであつて、其れは以前に記した桂林遺芳抄の文にも見えてゐるが、中右記承德二年三月廿一日の條に

去夕被下秀才給料宣旨云々。秀才藤行感行家朝臣男給

料上給料藤尹通季總朝臣二男、母故通宗朝臣女也。給學問料於勸學院也

と記されてゐるのに依つても知られるのである。

勸學院學問料に就いての制度舊慣等は、之を知るべき資料が極めて少いから、穀倉院學問料に關する諸例を參照して、之を類推するの外ないのである。故に此等の諸例を擧げて其大要を窺はんに先づ學問料を賜はる趣旨は、嘉承二年正月二十八日の藤原爲兼學問料欸狀に(朝野群載十三、紀傳)爲兼謹檢案內、給學問料者、所以抽勸學之士勸屬文之徒也。

と記されてゐる。次に之を與へられる者に就いては、保延三年六月二十五日の藤原敦光の欸狀に(本

朝文粹六、奏狀)

我朝或抽儒家之子孫或掄詞林之翹楚給以燈

燭料。

と記してあつて、特に俊才、又は儒家の子孫に限られてゐたのである。而して桂林遺芳抄に據れば學問料を志願する欸狀は、本人の父、又は祖父より提出し、父祖無き時は本人が之を提出するのであつて、前者を内擧と稱し、後者を自解と名づける。欸狀の奥には宣旨を書載すべき餘白を置き、別に消息を添へて職事に渡せば、職事は之を奏聞の後上卿に下し、上卿は之を外記に下し、外記は宣旨を書載せて之を提出者に下渡するのである。内擧には一種の制限が有つて、玉葉の安元二年正月十九日の條に

在茂子學問料事、儒中傾奇云々。在茂雖爲畜家位僅從上五位、己末儒也。非内擧之次第未嘗有如此淺位之者擧其子之例云々。又其息、

年齒十六、未無知其賢愚之人。嗟呼道之陵夷、蓋在于此時云々。

と記され、又桂林遺芳抄には

一、瑞雲院贈左府○藤原朝綱、永德元年薨記云、所望ノ狀

是ヲ内舉ト云フ。或父、或祖父舉申。卿位ニ昇

輩兩三人ヲ舉申。四品一巡一人ヲ舉。五位ハ舉

セズ。藤家ハ四位以後、數輩舉奏ス。傍若無人

事也云々。以之思之、父五位時不舉。儒卿舉

之。例者、應永七年四月、散位正五位下菅原爲

興息男爲嗣給料父舉申之處、款狀不被用之。同

十一年十二月迎陽○菅原秀長御舉也○下一、五位者不

内舉何事、父非成業之時又不○中レ舉之例是向也略

とあるのを見れば、五位以下、又は非成業秀才、進士、

明經、明法等の試に及第せざる者（父祖の内舉は用ゐられず、斯か

る場合には儒卿が之を推舉することも有つたので

ある。

學問料の志願者には試験を施行して之を選抜す

ることがあつた。之は大學が漸く衰微するに至つ

て始められた事であつて（大日本史食貨志封祿下）前掲の日本紀

略村上天皇應和二年六月十七日の條も其一例であ

るが、又宇槐記抄仁平三年五月廿一日の條にも、

今日依院仰於東三院請給學問料者六人賦試

詩

と見えてゐる。前者には次に、

申此料者、文章生橘列相、菅原惟熙、淑信等、而

或申障、或申他行之由不參。

とあり。後者には

光綱○割註有季○同光經○同兼光○同定正○同敦佐

上雖申學問料承可有試之仰稱有所勞不

參。此中敦佐日來申可參之由、昨日申依病不

能參入之由。

と見え、試験の行はるゝ由を聞いて、所勞有りな

ど稱し、參らなかつた者が多かつたのを見ると

試験は志願者に對して何時も行ふものではなく、

特に人員の超過した場合に行ふものであつたらしい。

志願に依つて支給せられる外に、又褒賞として

賜はることがあつた。康和五年に學生藤原資光に

稽古の勤に依り抽賞して之を與へ(中右十二月二十九日條)永

久二年に文章博士藤原永實の男永範は當時十二歳

であつたが、中納言藤原忠通郎の當座作文に列席

して、其作詩の體が滯停しなかつたとの故を以て

年少ながら、特に抽賞して之を給せられた(中右記同年十月三日條)

如きは其例であつて、續古事談二、臣にあ

る。大江匡房が十一歳にして學問料を賜はつたの

も之と同様の例である。此學問料を受けることは

甚だ名譽であると考へられ、従つて容易に與へら

れなかつた事は、左の二人の例に依つても知られ

る。

千載和歌集一七、雜

學問料申侍けるを、たまはらず侍ける時、人

のとぶらひけるかへりごとに、よみてつかはしける。大江匡範。

思ひやれとよにままれるともし火の

かかけかねたる心ぼそさを

古今著聞集四、文

此隆頼宗は無雙の才人也けり。學頭に成た

りけり。學問料を心にかけて望けれ共、つゐ

にかなはざりけり。申文に、對夏曆推甲子、

老自離陽之一老。取明鏡見鬢賓、皓自商山

之四皓と書たるもの也。

以上は略ぼ學問料に就いての例を擧げたのであ

るが、茲に附言して置くべき事は、藤原氏の子弟

が學問料を志願する場合に、其狀に勸學院學

料を賜はりたいと書くことは極めて少く、其多く

は一般と同じく穀倉院學問料、又は單に學問料を

賜はりたいと書いたやうで、此等の者に勸學院料

を與へるには、之を聽許せられる際に、其旨の

旨を下さるものであつたらしい。其れは長秋記
天承元年八月十七日の條に、

頭辨出云、今日可有除目、○中略頭辨送使云、只

今可參内者、仍參内。○中略着外座。令賦。頭辨

着賦。下申文五通。不結。取一文結申。次又下一

通。勸解由次官顯業舉息男俊業申學問料文也。

給之。押先文於左方。其跡開禮紙結申。仰云。

可給勸學院料者。微稱。如元卷置座前。

とあり、一方、平時信記當日の條には、俊業に穀
倉院學問料を仰下すと書いてあるに依つて窺はれ
るのである。

斯くの如くして入院したる學生は、此所に在つ
て日夜研鑽の功を積み、數年の後年數は時代に依り一定しない文
章生、或は文章得業生、即ち秀才に補せられなご
して、次第に叙位任官せられるのであるが、之に
就て勸學院の給料には特典ともいふべきものが有
つて、康平四年十一月十五日の勸學院解狀朝野群載十三

紀傳には、當院の給料は穀倉院給料に超えて學生

を茂才即ち秀才に補する例あり。是れ即ち藤原

氏の院、其寄他に異なる故なりと載せてある。

彼等學生の中には、青雲の志を懷いて遙々遠き

故國を出で、上洛し、此等の院に在つて多年學業

に精勵するも、不幸にして事志と違ひ、所期の目

的を達する能はずして、空しく本國に歸還する者

が少くなかつたのは、洵に憫むべき事であつた。

そこで、此等の者の爲めに、特に奏して、彼等を

諸國の掾に任せられる法が設けられてゐた。之を

年舉の法といふのである。之は紀傳、明經、明法

算の四道、及び勸學、獎學、學館の三院に有つた

から、四道三院の年舉と謂はれてゐた。勸學院で

は創立者冬嗣が既に此法を始めてゐたが、獎學院

では應和三年に大納言源高明等が、勸學院の例に

准じ、源氏の學生も此恩恵に預りたいと奏請して

之を許され、學館院は橘公氏が奏して之を行つた

(江家次第、四)此等の年舉は、北山抄(三、拾遺)に(正月除目)

次諸道舉北堂儒掾後、明經掾例多。勸學院、獎學院等掾年官。算明法、依姓隔年云々。

とあり。(西宮記も内容)江家次第(除目)にも(殆ど之に同じ)

次任諸道舉件舉以遠年一爲先

紀傳、明經、以上毎年任。

明法、算、以上隔年任之。

次任諸道舉〇細註略す

勸學院、獎學院、以上毎年。

と記され、鎌倉時代に書かれた蟬冕翼抄にも

年舉ト謂ハ、

紀傳、明經、明法隔年、算同、

勸學院、獎學院隔年、學館院、

と見えて居つて、勸學院は何れも毎年の舉とせら

れ、其他も大同小異であるが、併し此等は必しも

常に一定して居つたものでは無く、時代に依り改

動が有つた事は、他の諸例に據つて充分に認めら

れるのである。年舉の舉達狀は、除目大成抄に、

勸學院學堂

學生正六位上藤原朝臣行廉

望諸國掾阿波大

右件人稽古雖久成業無期、仍爲慰空歸舉達

如件、

永久四年正月十三日

正五位下行文章博士兼大内記越中介藤原朝臣長實

從四位下大學頭兼文章博士藤原朝臣敦光

と出でゝゐる。此主文は、或は「右件某入學雖久

給官無期、仍爲慰空歸舉達如件」とも「右件人勞

効雖積宿望無期、仍爲慰勸節舉達如件」とも書か

れてゐるものがある。

學生の數が何れ程有つたかといふ事に就いては

諸日記の勸學院歩の記事に據つて見ると、天曆四

年七月の十九人が最も多く、元永二年六月の八人

が最も少いやうで、其他は大抵十人前後である。

之は學生の全部であるか、但しは其一部であるか

は明瞭でないが、之を釋奠の際に於ける大學生參

内の例に徴すると、續日本後紀七、仁明天皇の承和五年八月の條に、

丁亥、釋奠文宣王也。

戊子、天皇御紫宸殿、召大學博士學生等十一人、遞令論難昨日所講尙書之義。賜祿有差。とあり。西宮記には、

釋奠。

内論議。

天皇御南殿○中略博士、座主、學生十一自日華門參立。

と記されてゐるけれども、之は多くの大學生中の選ばれたる人數であつて、決して大學生の全部ではない。勸學院歩の場合にも之と同様に、學生は多數あつたが、其一部が全學生を代表して參賀に向つたのであらうと思ふから、其全數は之を以て知ることが出来ない。さればとて、外に明記せられたものを未だ見ないから、こゝには確實なる數

を擧げ兼ねる。

彼の「勸學院の雀蒙求を囀る」といふ古諺は、平康頼の寶物集にも書かれて居つて、古くから人口に膾炙してゐたものであるが、之は必しも學生が多數あつたといふ證據にはならぬにしても、此院往時の盛況の一端を物語る好個の文字として、吾人に少からぬ興味を與へるのである。

此院へは、毎年十二月の末日に、長者及び其他の家から、學生の衣服料として、種々の物品を寄贈する慣例が有つた。其れは執政所抄(寛元四年八月に書かれたるもの)に、

十二月二十八日、勸學院衆徒衣服料事。(○目錄部)

十二月二十八日

勸學院學生絹三十二疋、納殿。

同院燒晁米五石、年預成下之給之、

雜鯉菓子、贊殿。

已上彼院雜色晦夕參申請也。

と記されてゐるのに依つて知られるのであるが、

此事は台記久安六年十二月三十日の條に、

別記、

氏院學生賜物事。

とあり、久壽元年十二月三十日の條にも、

依例勸學院學生持來見參文。給物如常。

と見えてゐるから、古くからの例であらう。

又大臣家に大饗が有つた時には、饗宴後、其裝束

又は食膳を撤して、之を此院に送るのが例であつ

た。例へば永久元年正月十六日、太政大臣藤原忠實

邸に大饗があつた時、翌十七日に其裝束を撤して、

悉く之を勸學院に送つたといふことが殿曆に見え

て居り、同四年正月廿三日、内大臣藤原忠通邸に大

饗があつた時にも『正月廿四日、饗饌如例送勸學

院』と同書に記されてゐる。又、仁平二年正月廿

六日、左大臣藤原賴長邸に大饗が有つた時には、

台記の翌廿七日の條に、此際の事が比較的詳細に

記され、

撤尊者已下辨已上膳、乍合子納長櫃加雉一

羽、鯉一雙、書送文親隆朝臣加署、差副案主右辨官史

生大江季長送勸學院不送外、其合子悉持歸今日記史儀

と見えてゐる。

往古、鑄錢司が新錢を鑄造した時には、朝廷よ

り之を神佛、院宮以下、諸司諸人に班與せられた

もので、大學以下の諸校も之に與つたのであるが

其際勸學院等の受けた配分額は、西宮記卷十三

臨時一、に裏書

延喜八年十一月廿六日、左大臣令奏、鑄錢司所

進新錢、依例可班佛神事云々、略中廿七日、

二月以藏人所新錢給童親王等男女合十一人、各四千文、又差

藏人所雜色口給大學、勸學、非學院等大學二千、勸學、非學

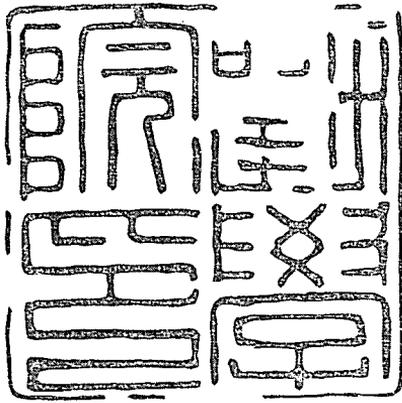
院各一千文、此依前例。

と記されてゐる。

安永二年七月の自序を有する藤原貞幹の公私印

譜には此院の印章が收めてあつて、弘仁十三年五月十八日勸學院解所用とあるのみで、何所の文書に據つたものであるかを記載してゐないけれども之を左に寫して見やう。尤も朱印であつて、大さは原本の儘である。

勸學院印(方一寸七分)



弘仁十三年五月十八日勸學院解所用

三 學生の行事

此院の學生は、學事以外に諸種の行事を有して

居たのであつて、其中最も有名なものは所謂勸學院の歩あゆみである。之は藤原氏に慶事などが有る際に別當以下學生等が相率ゐて其邸に赴き、祝賀の意を表することを謂ふのである。此事は必ずしも長者に限らず、凡て氏人が内大臣以上に任せられ、若しくは内覽の詔を賜はつた時、又其人々が四十、

五十、六十等の賀年に達した時、及び勸學院に封戸を施入した場合に行ひ、又藤原氏の立后、同皇后等の皇子女を御分婉、同皇子の立太子等の節にも參賀するのであつた。例へば、延喜十九年十二

月二十五日に右大臣藤原忠平の四十の算を賀し(本紀)、天曆元年四月二十六日藤原師輔が右大臣に任

せられた時には翌二十七日に其邸に參賀し(書)、同二年八月二十六日には太政大臣忠平が封戸を施入した爲に其邸に參賀し(曆)、同四年七月二十五日には憲平親王(冷泉天皇、御母は女御藤原安子)の立太子に參賀し(御産部類記所引)、長保二年二月二十五日女御藤原彰子が中宮

九記)

と成られた時には同二十七日に參賀し(權記)、長和二年七月六日中宮藤原妍子が禎子内親王を生み給ふた時には同十日其御五夜の日に參賀し(小右記)、仁平元年二月十八日には左大臣藤原賴長の邸に參つて其内覽を賀して居る(本朝世紀)。

以上は諸種の參賀の、日記等に見えてゐるもの中、比較的古いものを擧げたのであるが、此參賀は後二條天皇の嘉元三年にも尙行はれてゐたのである(七月二十六日、前關白藤原兼基第に參賀した事が公卿補任に載つてゐる)。參賀の模様を示す一例として、治安元年八月二十二日に、右大臣藤原實資邸に參賀した時の小右記の記事を左に收めやう。

(小右記) 治安元年八月二十二日乙丑、今日勸學院歩。

仍任近代例、西對東庇設座席、座後立屏風机二

十前、乘燭後學生來令進見參、永信朝臣執進(見參二枚)

註曆 仰可參入之由、入自中門進庭中(有官別當無官別當)

次學 生等拜禮。此間隨身等執燎立。拜禮畢、有官別當

民部丞敦舒已上十一人著座。一献治部卿經通參議、右大辯定賴參議。二献修理大夫資平參議、民部大輔顯定。次居汁。次三献美濃守賴任、四位侍從經任。次下著。四献經任(依可然之人兩度役)、右少將良賴、其後左頭中將朝任、右中辨章信來。諸大夫等多來。四献了居復飯。次撤饗。然而只飯少々令撤、令賜從者。是例也。先是朗詠誦萬歲千秋。各給定絹。諸大夫執之。知院事三人給定絹。知院事案主等、政所給饗。又案主雜色仕丁賜布八十端。

勸學院、

濃學院政所、

別當民部大丞敦舒 進院事已下見參、

知院事大膳少屬 生江爲良

掃部少屬 立野正賴

安部爲義

蔭子惟國

學生恒賴 安主紀村景 長谷部爲盛

方頼 大中臣吉光 佐々貴吉成

忠信 壬生有孝 安部爲恒

季明 紀景吉 小部守信

有孝 雜色二十五人

有成

賴義 仕丁一人

守善 右見參所進如件

清科善道

治安元年八月二十二日

知院事大膳屬生江爲良

掃部屬立野正頼

此勸學院の歩には、萬事に就いて吉日良辰を選ぶ世の習であつたに拘らず、興福寺の參賀（興福寺の僧徒も藤原氏に慶事があつた際に參賀に赴いたのである）と共に、最吉日や時刻を勘へないといふ事が小右記治安元年八月一日の條に出でゝゐる。

又藤原氏の御腹なる天皇が御元服の際には、預

め勸學院學生中の一定身長の者數人を選んで、之

に詔を下して、各々自宅にて加冠せしめ給ひ、定

日に別當、學頭、學生が、此等元服者と共に内裏

に參入すれば、天皇は之を内殿に御引見あつて、

大臣をして元服者及び其父祖の氏名等を尋ねしめ

給ひ、各々申し終つて祿を賜はり、拜舞して退出

するの例であつた。此時元服すべき學生の數は一

定しない。西宮記臨時九天皇元服の條には勸學院小

學生三人とあるが、貞觀六年には四尺五寸以上の

者十三人、元慶には四尺五寸の者十餘人、承平に

は十二人、天祿には三人、寛仁には六人であつた

貞觀は清和天皇の御元服せられた時であつて、天

皇の御元服は之を以て嚆矢とする。此以後、之が

例となつて、後世、室町時代にも尙行はれてゐた

事は、永享天皇御元服式左大臣義滿作進に『勸學院新冠之

者等參入。各名御前賜祿退出。』と見えてゐるの

に依つて知られる。

常陸の鹿島、下總の香取兩社は、古來藤原氏より氏神として尊崇せられてゐたもので、毎年二月上申の日には、奉幣のため鹿島使を立てるのが、年中行事の一と爲つてゐた。此鹿島使となるのが勸學院の學生であつて、氏の長者が之を撰定すれば、太政官よりは官符を下して香取鹿島兩社の所在國なる下總常陸兩國司に通告したのである。此鹿島使は通例學生一人であつて、内藏寮よりは史生一人を之に副へて遣はされるのであつた(小野宮事二月。北山抄二月。師遠年中行事二月。夕拜備急至要抄二月。)此時の太政官符は類聚符宣抄に次のやうに出でゝゐる。

太政官符 下總常陸兩國司内印

學生正六位上藤原朝臣行葛

内藏史生從七位上秦公連扶

右爲奉鹿島香取兩社幣帛、差件等人宛使、發

遣如件、兩國宜承知、依例行之、符到奉行、

位右中辨

位右少史

天曆五年正月二十二日 驛鈴貳口各三刻

鹿島使が出發する時には、長者は之に鹿島香取兩社に奉るべき告文各々一通を交附し、衣服、料馬等を與へ、別に御教書を路次の諸國に下したのである。此御教書は朝野群載七、攝家に、

鹿島奉幣使學生仰書。諸國准之。

被攝政殿仰云。氏院學生廣任、爲奉幣鹿島社使所令發向也。經此彼之間殊、可加用意之由宜遣仰者。仰旨如此。謹狀。

四月 日

右中辨

謹奉近江守殿

と見えてゐる。

又同じく氏神なる春日神社を修復する場合には勸學院から學生を派遣して其損所を註記せしめ、之を奏聞したる後、造營に取掛る順序となつてゐた(西宮記臨時六。諸社遷宮事)。

院内に於ては、彼等は時々佛事を行ふ事が有つた。例へば、小右記目録、長和元年七月十一日の條には、

氏院讀經結願事。

とあり。永昌記、天永元年六月二十七日の條に

は、

此日於氏院講百座仁王講。自去年勤之。

とあり。更に本朝文粹十三廻文には、

勸學院佛名廻文

慶保胤

夫佛名懺悔者、其來尙矣。便是一院之舊跡。多年之恒規也。

と記され、次に佛名懺悔を行ふ所以を述べて、

照書之窓、多積丹鳥之恨。披帙之處、自致紙魚之愁。飛沈伏走之群、胎卵濕化之類、或傾一旦之命、或樂千歲之生。寔雖長短不同、大小各異。愛生惡死、彼此同一者也。況復、春苑鳴硯、以花稱雪、秋籬染筆、假菊號金。妄語之咎難逃。

綺語之過何避。誠雖樂遊宴於下士之性、尙恐遺罪累於上天之睥。是故卷書帷而禮佛、掃文場而迎僧。先生有餘之罪、願消禮拜之頭。今生無量之福、願開懺悔之掌。○下略

年月日

と見えてゐる。學生等が書を繙く間にも幾多の生類を殺し、文を綴る中にも妄言綺語を爲せば、此等の罪業を消滅し、併せて今生無量の福を得んが爲に、此佛事を行ふとの意味である。平安朝には佛教が廣く上下に流布せられ、人々、殊に多少身分ある者は、單に信仰上からのみでなく、修養又は社交上、其教理の概要を一通り心得て置かねばならぬものとなつてゐたのである。故に勸學院に於ても、儒學的教育を施す傍ら、時々、院内に於ても佛事を行つて佛教的思想を涵養せしめ、學生も亦進んで之を行つたものと思はれる。

又、勸學院の境内には梅戸社といふ神社が有つ

たことが、愚昧記安元三年五月十三日の條に出でゝゐるが、之は或は此院の鎮守社であつたものかと思ふ。従つて時には此社の祭禮をも行つたものであらう。

此外、學生等は時に隨つて山水宴（本朝世紀仁平元年三月三日條）

藤花宴（同紀同年四月二十四日條、百練抄承安四年四月十九日條）などの遊を行つたのである。

四 藤原家々政機關としての勸學院

勸學院は、單に藤原氏の學舎であつたばかりでなく、他面に於て、其政所は、藤原宗家の家政の一部を分擔して、而も重要な一機關と成つてゐたことを注意せねばならぬ。即ち此院は學校であつたと同時に藤原氏の政所、即ち事務所の一つであつたのである。（扶桑略記村上天皇の天徳四年九月二十九日の條には勸學院倉一宇、政所板屋二宇焼亡といふことが見えてゐる）此所にて執つた藤

原家の事務の主なるものは、藤原氏長者の管轄の下に在つた氏神氏寺に關するものであつて、（其全部といふのではない）就中、南都の興福寺春日神社に關するものが大部分を占め、此院の政所は、長者と此等の社寺との中間機關の觀が有つた。即ち長者が命令を此等の社寺に下す場合には、通常之を此院の別當に傳へ、又此等の社寺より長者に上申する時には、同じく此院の別當を経由して傳へられるのであつた。長者の命令を奉じて此院より出だす文書は、長者宣と勸學院政所下文とであつて、其様式は通例左の如きものである。

被長者宣_(算カ)、以從儀師靜口宣_(算カ)、勤仕維摩大會注記者。

嘉保三年十月八日

別當左大辨季仲奉

謹上山階法印御房

（中右記承徳二年十月十五日の條所載、興通寺維摩會の時に出したものである。）

勸學院政所下

（院印を朱捺す）
榮山寺

可早令停止多武峯妨、任官省符並國司免判等、
領知阿陀莊田地事、

在

阿陀(院印を朱捺す)條四里三坪一町 北邊二段 四坪六段

十三坪一町 十四坪一町 十六坪六段 二

十四坪二段 二里二坪九段 三坪九段 同

四里一坪

右件莊載官省符冢之所領也、而多武峯稱有本

公驗之由成妨、各注子細令訴申、仍於本院政所

被對決兩方文書之處、多武峯於所出公驗者明白

也、雖然新券長名而難指南、榮山寺所帶文書者

官省符并國司免判等也、問注之間、左右陳狀委

見于本院勘狀之旨也、但官省符之地後無改定之

宣旨者、他人何可致相論乎、已不穩者早停止多

武峯妨、任官符並國司免判等、如元可令榮山寺領

掌者、依(院印を朱捺す)長者宣所仰如件、故下、(院印を朱捺す)

康和四年七月二十一日 知院事 惟宗 在判

別當右大辨藤原朝臣在判 民部大丞藤原(院印を朱捺す) 在判

蔭子藤原 在判

知院事太皇太后宮屬紀(院印を朱捺す) 在判

隼人令史紀(院印を朱捺す) 在判

大江(院印を朱捺す) 在判

紀(院印を朱捺す) 在判

堅作 在判

榮山寺文書に據る。榮山寺は大和國に在
つて興福寺の末寺である)

又此政所に於ては、氏の社寺に關する裁判警察

の事をも執行した。即ち社寺領等の事に就いて爭

論の生じた場合には、其當事者を此政所に召して

審問し、或は係爭文書の對決を爲し、(長秋記長承元年六月二十

十六日條。榮山寺文書康和四年七月二十一日勸學院政所下文等) 寺僧社司等に不都合の

所爲ある者有らば、其者を此院内に召籠め(殿曆嘉承元年

三月十六日、台記康治元年八月三) 日、同記仁平三年八月八日各條) 明法博士をして其罪名

を勘へさせ(永昌記天永元年三月十五日條) 犯罪者の生じた場合には

之を此所にて審問し、承伏すれば檢非違使に引渡して禁獄せしめたのである。(中右記長治元年十月二十日條)而して此等の社寺内に生じたる犯人を逮捕する場合には先づ其旨を長者に通じて、此院より下知を受けて後に爲すべきものであつて、武士等の直ちに郎従を以て之を逮捕するが如きことは、有るべからざる事とせられてゐたのであつた。(玉葉文治二年五月二十日條)

又此院の別當は、氏の社寺に祭禮法會などが行はれる場合には、通例其社寺に出張して種々の事を執行ひ、此等の社寺に災害争鬭などが起れば、有官別當は直ちに調査に赴いて、其顛末を註記して、之を長者の許に報告したのである。(殿持永久三年五月十六日、吉田神社の例。中右記天仁元年九月十四日、興福寺の例)其他、興福寺を造營する場合には、此院の別當は必ず造興福寺長官に補せられる例であつて、長者が其旨を奏上すれば、小除目、即ち臨時の除目を行はれて、之を任命せられるのであつた。(玉葉文治二年六月廿八日條)

平安朝には諸社寺の嗽訴が盛んに行はれ、中にも興福寺の嗽訴は、延暦寺の其れと共に、最も京師を震撼せしめたものであつたが、此興福寺が嗽訴せんとする時には、豫め、先づ來る何日に大衆等が上洛し、勸學院に參着すべきを以て、先例に任せて其用意を爲し置くべしとの牒狀を、同院に送り届けるのである。其文が朝野群載に出でゝゐる。

興福寺大衆牒 勸學院衙

欲被令早任先例、儲用意、敷設裝束自餘雜事狀、

牒、依有可訴申事、衆徒以來月十日、於院家可參着也者、早任先例、敷設裝束自餘雜事等、可被儲用意狀、牒送如件、故牒、

永久四年七月 日 大衆等

斯くて愈々上洛の際には、多き時は數千人、春日神民をも引率して、銚、神木を捧げ、鏡、鈴等

を携へて大舉勸學院に來集し、訴訟の趣を記載せる奏狀を氏院別當に附して之を長者に奉り、以て天聽を驚かすのである。(春日神主祐賢記、及び百練抄寛治七年八月二十六日の條。本朝世紀)而して其奏狀に就いて何等かの沙汰が有るまでは、幾日でも此院に逗留し、若し裁許が暇取る時には、直接、氏の長者の許に押掛けて行かうと脅威するのである。(中右記、寛和五年三月二十九日條)。朝廷でも長者でも、信仰上、及び彼等の所行を恐るゝ餘り、其奏狀の通り聽許せられるのが普通であつたが、彼等は漸く勸學院を引上げて歸寺するのである。此嗾訴は屢々禁制せられたにも拘らず、之を破つて度々行ひ、長者も彼等に對して果斷の處置を取り兼ねたので、彼等は益々強暴を逞うしたのである。

此與福寺は、鎌倉時代より室町時代にかけて、寺家及び春日神社に對して不都合の行爲ありと認められた藤原氏の氏人に對して、衆徒評定の上、屢々

放氏といふ懲罰を加へて居るのであるが、之と同様に、藤原氏の諸卿が、其一族中に不都合な行爲のあつた場合には、詮議の上、氏の制裁として、其人の氏を取り、名を除き、同時に其旨を勸學院に通達して置くことがあつた。此事は一條天皇の寛和二年十一月二十日に有つた例で(朝野群載七、攝關家、仰書)、放氏の實例は既に此時に見えて居り、興福寺の放氏も恐らく此事に胚胎してゐるのでなからうかと思はれる。

彼の藤原氏長者が代々長者の印、重要文書等と共に傳領する朱器臺盤なるものは、常に此勸學院に藏せられて居り、關白初任の際に之を傳へるのであつた。此事については江次第抄二、正月大臣大饗の條に記事がある。併し之は後に至つて東三條邸に移されたやうである。

五 莊 園

冬嗣は此院を創立すると共に、諸國に田莊を買
うて寄附して置いたが、之は諸國に散在して居つ
て、創業の當初は、各地共、其地利は督促するに
及ばずして院廩に全納したが、冬嗣薨じて後は、
種々の口實を設けて之を納附せず、或は半輸、或
は不輸なるもの十中八九を算するに至つた。茲に
於て右大臣藤原緒嗣等は、仁明天皇の承和三年
五月に上表して、各々國司に下知して檢送を加へ
しめられん事を請ひ(續日本後紀承和三年五月甲子條)同年十月五日に
は、此院の田園より輸する所ものは、牧宰之が
催送の任に當るべき旨の勅符を諸國に頒下せらる
ゝに至つた(類聚三代格十二、貞觀十四年十二月十七日の太政官符)。

其後、一條天皇の御代に、志摩守善通が、供御所
を除く外、院宮の莊園をば禁止せよといふ宣旨が
有るを名として、此院の莊園を凌責したから、藤
原行成が左大臣道長の許に赴いて其由を告げ、此
院の莊園は格前から有つたものであるから、代々

斯の如き事は行はない、加ふるに此院の事に於て
は、縦ひ非理と雖も猶ほ權議を廻らすべきもので
あるに、況して格前の院領であつて、決して禁止
せらるべきものでないと言ふたから、道長も尤も
であるとして、直ちに別當に命じ、免判を出して
其不法を停止せしめた(權記長保二年八月四日條)。又鳥羽天皇の
御代には、國司が先例に背いて、此院の莊園に伊
勢太神宮役夫工作料并に臨時雜役を充課したから
此院より解狀を奉つて之を停止せられたいと請う
たことがある。其狀には、此院の莊園は元來學生
の衣食燈燭に資するためのものであつて、弘仁、
康保、長徳、治安等の省符儼として存してゐる。
然るに、近代の國司は此旨を存じ乍ら、或は收公
し、或は滅亡せしむるは濫吹も甚しと言はねばな
らぬ。勿論此等の所課は上下一般に勤むべきもの
ではあるが、當院領に至つては更に充課せられぬ
例であつて、其趣は以前の省符に明記する所であ

る云々と載せてあつて、(朝野群載七、堀籙家、天永三年三月日、勸學院解狀) 當院の莊園は一般のものは多少異つた恩典を附與せられて居た事は明である。

此院の莊園は、諸國に互つて多數存在して居つ

たことと思ふが、舊記に見えてゐるものが餘り多

くは無く、其管見に入つたものでは、古來志摩國

に所領が有り(權記長保二年八月四日條)、承保二年には瀧野莊が有

り(水左記同年十一月十六日條)、仁平三年には伊勢國加具莊が有

り(古記同年八月八日條)、文治三年には同國飯鹿莊(吾妻鏡同年四月二十九日條)及び伊勢(野イ)石内莊が有り(玉葉同年十一月二十六日條)、建久二

年には近江國儀我莊が有り(玉葉同年六月七日條及び浦生文書建仁四年二月日藤原重經の同莊下司職讓狀)、貞治六年には遠江國淺羽莊が有つて(當記享德三年八月八日條)、又三長記建永元年八月九日の條には、

近衛基通が、勸學院領依儀莊を、元左京大夫藤原

顯家に與へたので、左中辨藤原光親が怒つて勸學

院別當を辭したといふことが見えてゐる。此外、

時代等は詳でないが、田原莊、長江莊、小原莊、

眞鍋莊、有間莊、鴨津羽野莊といふのが舊記に見えてゐる位のものに過ぎぬ。

六 勸學院創立の影響

冬嗣がよく時勢を洞察し、且つ歷朝、殊に嵯峨天皇御獎學の聖旨を奉體し、同族子弟の教育振興の必要を認めて、獨力を以て學問所を建立し、之に附するに自己の封——戸を以てし、剩へ巨額の費用を投じて田莊を購入して之に寄せ、以て多數學生を教養した事は、縦ひ其れが、曩に延暦年間

に建てられたる和氣氏の弘文院に倣つたものであつたにもせよ、當時の文教界に好刺戟を與へ、中にも私學勃興の機運を助長した事は否む事が出來ない。彼の陽成天皇の御代に、在原氏に依つて建てられたる獎學院の如きは、全く此勸學院の刺戟によつて起つたものである事は、其建立狀の文言に據るも疑を容れぬところである。

昔閑院贈太政大臣○冬嗣志深憂道、慮切求賢、開學舍於別館、貽善誘於一門。故藤氏之生、猶

多才子、雞蹠已飽、麟角不稀、學之爲用、不其然乎。但見賢思齊、己有先式、欽慕人跡、爲日

久矣。縣是置一茆宅、開以學亭。宗室苗緒、志

道齡德者、當得_レ休舍。號曰_レ獎學院。坊接大學寮、取求_レ道之便也。門對_レ勸學院、表_レ擇隣之意也。○中略 凡厥一院行事、唯欲_レ准_レ勸學院之例而已。○下略

又以て此院の聲望の高かつた事が知れやう。

其他、此院の設立は、延いて我國の儒學を隆盛ならしめ、内外朝臣の知識を向上せしめて、間接には、先進大陸國に對する國家の威信を増した事をも認めねばならぬ。其の藤原氏に多數の人才を輩出せしめ、爲めに一門後葉の繁盛、他の追隨を許さぬものとするに、與つて力有つたことに至つては、今更暇々するまでもない事である。藤原氏

の勢力を以て只二三權臣の力とするは、もとより短見に過ぎない。

七 廢滅の年代

最後に、勸學院は何時まで存在したものであるかを述べねばならぬが、此院が治承元年四月二十八日に始て燒亡した後、同年七月二十二日、美作守基輔に重任の功を募つて修造すべき旨を命じ、九月六日には勸學院營造の功に依て重任せらるべき由の宣旨を美作國司の許に送ると玉葉に記されてゐるから、此時に再び造營せられたものに相違なく、建久七年の十一月に、東大寺別院笠置寺の僧徒と春日神社領の住民と、領地の事に因り紛争が有つて、後者が之を關白家に訴へたから、雙方を此院に召して對問した事があり、(春華秋月抄草十
八建久八年二月
日東大寺別院笠置
寺大法師等解狀)同九年十一月にも院宣に依り興福寺已講を此所に召致して審問したといふことが舊

記(三會定)に見えてゐるのであるが、其後此院が(記抜書)何時まで存続して居つたものであるかに就いては花園院宸記、元應元年正月二十一日の條に

神木、勸學院顛倒以後、每度奉入法城寺金堂也。

と見えてゐるので、之を康富記寶徳三年九月七日の條に、春日神木御入洛年々として、其年月及び到着場所を記してあるものと参照して見ると、久安六年には勸學院に入り、其次度の弘安四年十月六日には法成寺金堂に着し、其以後は法成寺又は六條殿に着したことを記してあるけれども、勸學院は記されてゐないから、弘安四年には此院は既に顛倒して居つたものとせねばならぬ。

然るに一方に於ては、其後と雖も、尙ほ此院が存在して居つた事を思はしめる史料に乏しくないのである。即ち勸仲記正徳元年四月十六日の條に關白邸氏院參賀の記事が有り、公卿補任には嘉元

三年七月二十六日にも前關白兼基の邸に氏院參賀の事が載つて居り、又曆應四年には興福寺衆徒の嗽訴が有つて、十一月十日には勸學院政所に宛て先例に任せ春日大明神御旅所御殿以下の飭等を用意して置くやうにどの牒状を送つたから、翌十一日に同政所から其請狀を出して居り(春日神社文書に據る。但し茲に御旅所御殿とあるものは、中院一品記同年十二月十八日の條に依つて六條長講堂のことである事が知られ、又事實上、同十九日には神木が入京して長講堂に着してゐるのである)尙ほ降つて、永享天皇御元服式には、勸學院新冠者の宮中參入の事が見えて居り、更に永正十二に書かれた桂林遺芳抄には、近代大學寮并に東西二曹退轉、又は文章院顛倒の後は大學寮廟倉盛殿を以て之に擬するなど、書いてあるが、勸學院退轉又は廢滅のことは見えてゐない。のみならず、學問料の條には

今則雖爲告朔餼羊必先申請也。此後當氏并江家學生者在文章院稽古積功也。藤氏人者給料之後在勸學院成稽古也とさへ見えてゐる。

以上の諸例に據つて推考すると、弘安四年以前に勸學院は顛倒したけれども、其後再び造營せられたのであつて、而も其際のもものは、もはや舊の如く神木や南都大衆を收容し得るやうな大規模のものでは無く、唯だ學舎及び藤原家の政所として充用し得べき最小の限度に縮小されたものと思惟する。而して之が廢滅の年代に就いては未だ明記せられたものが管見に入らない。尤も勸學院學生の年擧は、學館、獎學兩院學生の年擧と共に、慶長六年にも尙ほ行はれ、春日祭に氏院御幣調進料を請求した文書が元祿六年にも有り、勸學院別當と學生とは維新前、文久二年にすら存して居たのである。さりとて此院が徳川時までも其存在を保つて居つたとは思はれない。此等は彼の淳和獎學

兩院別當の如く、其名稱のみ形式的に踏襲せられたものに過ぎぬと信ずる。